第12回 リスクに備える② 一損害保険を中心に一

本資料は、日本損害保険協会が作成したものです。ご使用にあたっては、下記リンク先 の「講義資料の使用に関する留意事項」をご確認ください(クリックすると、J-FLEC HP(金融経済教育推進会議 大学連携講座ページ)に遷移します)。大学連携講座



一般社団法人

日本損害保険協会 SONPO



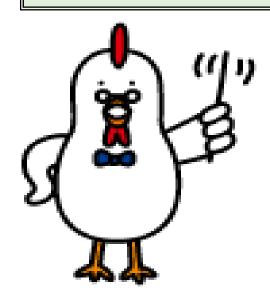
講義のポイント

- 身の回りのリスクにはどのようなものがあるかを把握し、リスクへの対処の方法としての保険の役割を理解する。
- 2. 保険の機能や基本原則、仕組み、保険料の算出方法を理解する。
- 3. くるまの保険(自賠責保険、自動車保険)や、自転車事故に備える 保険(個人賠償責任保険、傷害保険)を把握する。
- 4. すまいの保険(火災保険、賃貸住宅の保険、地震保険)や、海外 旅行保険などを概観し、損害保険の活用方法を把握する。
- 5. 損害保険の社会的役割を理解する。

1. 身の回りのリスク

問題1

交通事故の発生頻度は?



1:1分50秒に1件

2:7分30秒に1件

3:15分に1件



1. 身の回りのリスク

(1) 交通事故の発生状況(2024年)

・事故件数	29万895件	⇒1日あたり795件、約109秒に1件発生。
・死者数(※)	2,663人	
・負傷者数	34万4,395人	
(重傷者)	2万7, 285人	*重傷:交通事故によって負傷し、1か月(30日) 以上の治療を要する場合。
(軽傷者)	31万7, 110人	*軽傷:交通事故によって負傷し、1か月(30日) 未満の治療を要する場合。

- (※) 2024年の死者数は過去最少。ピークは1970年(昭和45年)の16,765人
- <出典>警察庁「令和6年中の交通事故発生状況」(2025年2月27日公表)。
- (注)「交通事故」とは、道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路において、車両等および列車の交通によって起こされた事故で、人の死亡または負傷を伴うもの(人身事故)ならびに物損事故をいう(警察庁ホームページより)。
- *問題1の正解⇒1:1分50秒に1件

1.身の回りのリスク

(2)交通事故発生に伴う責任

▼車を運転していて、歩行者にケガを負わせた場合に発生する法律上の責任

<自動車運転死傷行為処罰法>

- ・過失運転致死傷⇒7年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金。
- ・危険運転致死傷(飲酒等悪質な運転)⇒15年以下の拘禁刑、人を死亡させ た場合は1年以上20年以下の拘禁刑。

刑事上 の責任

- <道路交通法>
- ・酒酔い運転⇒5年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金。
- ・酒類提供(酒酔い運転)⇒3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金。
- ・救護義務違反(ひき逃げ)⇒10年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金。
- ・妨害運転(あおり運転)⇒最大5年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金。

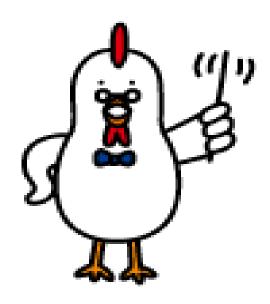
行政上 の責任

- <道路交通法等>
- ・行政処分として<u>運転**免許の取消や停止、減点、反則金**</u>など。
- 民事上 の責任
- <民法第709条、自賠法第3条>
- ・被害者への不法行為による損害賠償の責任(金銭によって行われる)。
- ※法律上の責任に加えて、加害者として、**道義的責任(お見舞い・謝罪)**を忘れてはならない。

1. 身の回りのリスク

問題2

交通事故による賠償額の最高額は?



1: 1億円

2: 2億円

3: 5億円



1. 身の回りのリスク

(3)交通事故高額賠償判決例

▼人身事故

認定総損害額(*1)	裁判所	判決年月日	事故年月日	被害者性別年齢(職業)	被害態様	
<u>5億2,853万円</u>	横浜地裁	2011.11. 1 2009.12.27 男性41歳(眼科開		男性41歳(眼科開業医)	死亡	
⇒平均年収(*2)で計算すると、払い終わるのに <u>約115年</u> かかる。						
4億5,381万円	札幌地裁	2016. 3.30	2009. 1. 7	男性30歳(公務員)	後遺障害	
4億5.375万円	横浜地裁	2017. 7.18	2012.11. 1	男性50歳(コンサルタント)	後遺障害	

▼物件事故

認定総損害額(*1)	裁判所	判決年月日	事故年月日	被害物件
2億6,135万円	神戸地裁	1994. 7.19	1985. 5.29	積荷(呉服・洋服・毛皮)
1億3,450万円	東京地裁	1996. 7.17	1991. 2.23	店舗(パチンコ店)
1億2,036万円	福岡地裁	1980. 7.18	1975. 3. 1	電車・線路・家屋

(*1)認定総損害額とは、被害者の損害額(弁護士費用などを含む)をいい、被害者の過失相殺相当額および 自賠責保険などのてん補額を控除する前の金額をいう。

(*2)給与所得者の年間平均給与:460万円(2023年)<国税庁「令和5年分 民間給与実態統計調査の概要」(2024年9月25日公表)>

*問題2の正解⇒3:5億円

(1) 人生を変えてしまうかもしれないリスク

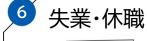














保険とは、このようなリスクで発生した 経済的な損失に備えるしくみ。

<出典>日本損害保険協会「明るい未来へTRY!~リスクと備え~」14ページ。

(2) リスク対策~リスクマップの活用~

<u>4.リスクの移転</u>

・リスクを金銭的取引により 第三者に移転する。⇒**保険**

低い
← 発生頻度

<u>3. リスクの保有</u>

・損失を自己資金で賄う。

⇒貯蓄

<u>1. リスクの回避</u>

・リスクの発生確率をゼロにする。

発生頻度 → 高い

2. リスクの縮小

・事故の発生を防止し、発生した場合の 損害額を軽減するための予防策を講じる。

リスクの評価	有効な方法	
1. 発生頻度が高く、 損害規模も大きい	リスクの回避	⇒ <u>リスク・コントロール</u> 損害の発生を防止し、損害
2. 発生頻度が高く、 損害規模が小さい	リスクの縮小(防止・軽減) リスクの分散(*)	の発生頻度やその規模を 最小限に食い止める。
3. 発生頻度が低く、 損害規模も小さい	リスクの保有	⇒ <u>リスク・ファイナンス</u> 損害が発生し、結果的に損
4. 発生頻度が低く、 損害規模が大きい	リスクの移転	失を被ったときに必要な資金 対策をあらかじめ講じておく。

(*)リスクの分散:1つのリスクを複数に分割して損害額を最小限に抑える。

問題3

- ▼自動車事故への対処法として適切な方法を選択肢A~Eから選んでください (複数解答可)。
 - 1.事故の発生確率をゼロにする。
 - 2. 事故の発生を予防する。
 - 3. リスクを自分自身で保有する。
 - 4. リスクを第三者に移転する。

【選択肢】

- A. もしもの事故による損害に備えて貯蓄をしておく。
- B. 保険に加入する。
- C. 安全運転支援システム搭載のくるまを購入する。
- D. 運転をしない。
- E. 安全運転を心がける。

<出典>日本損害保険協会「明るい未来へTRY!~リスクと備え~」15ページ。

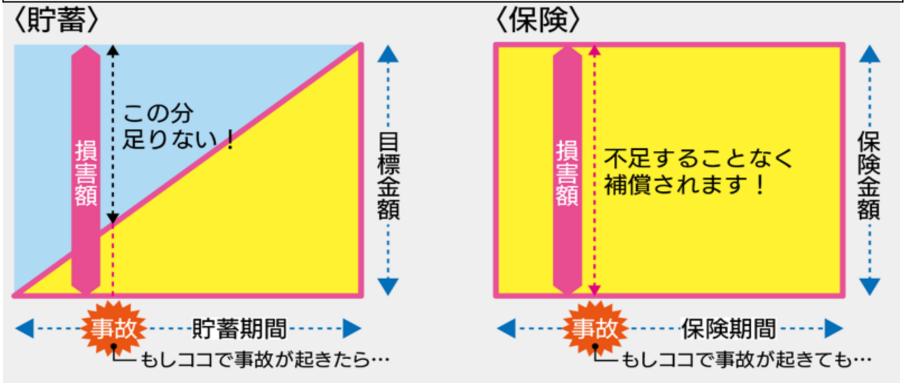
問題3:正解

▼自動車事故への対処法として適切な方法				
1. 事故の発生確率をゼロ にする。	D. 運転をしない。			
2. 事故の発生を予防する。	C. 安全運転支援システム搭載のくるまを購入する。 E. 安全運転を心がける。			
3. リスクを自分自身で 保有する。	A. もしもの事故による損害に備えて貯蓄をしておく。			
4. リスクを第三者に移転する。	B. 保険に加入する。			

<出典>日本損害保険協会「明るい未来へTRY!~リスクと備え~」37ページ。

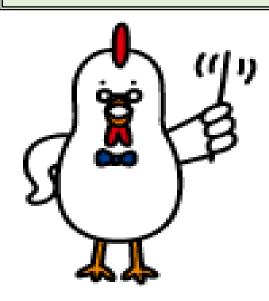
(3) 貯蓄と保険

- ・貯蓄は、お金をためている途中で事故に遭った場合、そのときにたまっている 金額しか損失をカバーできない。
- 保険は加入の直後から、保険期間中であれば、保険金を受け取ることができるので、不測の出費に備えられる。



問題4

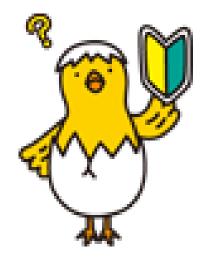
「損害保険の精神」を表す言葉は?



1: 互譲

2: 独立独歩

3: 相互扶助



1:互譲:互いに譲り合うこと。

2:独立独歩:他人を頼らず、自分の信じるところに従って行動すること。

3:相互扶助:お互いに助け合い、支え合うこと。

(4)保険の機能

▼保険制度~一人は万人のために、万人は一人のために

- ・損失を被る可能性のある多くの人々がお金を出し合って大きな共有の準備財産 (資金プール)をつくり、実際に災害や事故によって損失を被った人に対して、 資金プールをもとに**損失を補償する制度**。
- ・「一人は万人のために、万人は一人のために(One for All, All for One.)」という相**互扶助・助け合い・支え合いの精神**により成り立っている。

▼保険の存在~様々なリスクに対して経済的に備える手段

- 【例】自動車の運転→他人を死傷させ高額な損害賠償金を負担する可能性(損失を 被る可能性)がある。
- ⇒大きなリスクが存在するということを十分に認識し、<u>リスクへの備えとして</u> <u>適切な保険に加入する</u>ことが必要。

▼保険の仕組み~様々なリスクに備えるための合理的な方法

- ・保険→様々なリスク(損失を被る可能性)という<u>不確定な要素を、保険料という</u> コストとして確定させる仕組み。
- ⇒小さな負担(保険料支払)で大きな安心が得られる(保険金受取)。

(5)保険の基本原則

- ・保険は、一人ひとりにとっては偶然な事故であっても、大量に観察することによって、全体として事故の発生頻度や損害の規模がどの程度になるかを確率的に予測できるという「**大数の法則**」を応用した仕組み。
- ・近代的な保険制度では、保険が合理的で公平な相互扶助制度となるように、 保険料は、保険会社の収入総額と支出総額とが等しくなるよう定められ(**収支 相等の原則)**、さらに被保険者や保険の対象(保険の目的物)の危険度に応じて 算定されている(**公平の原則**)。

▼大数の法則

- ・サイコロを1回だけ振った場合には、1から6のどの目が出るかは分からない。 しかし、100回、1,000回と振ると、それぞれの目の出る回数の 比率は6分の1に近づいていく。
- ⇒数少ない経験では何の法則もないようなことでも、<u>数多くの</u> 経験を集めると、一定の法則を見いだせることがある。
 - 【例】10万軒の住宅を集めると1年間に10万軒のうち何軒くらいが焼失するか、 という事故発生確率を「大数の法則」により推定することができる。
- ⇒保険制度は「大数の法則」を基礎としており、<u>多くの人々が保険に加入する</u> ことが前提となる。

(5)保険の基本原則

▼収支相等の原則

- ・保険契約の中には、保険金が支払われる場合もあれば、満期まで保険事故が 発生しなかったため、保険金が支払われないで保険契約が終了する場合もある。
- ・個々の保険契約でみれば、保険料と保険金のバランスは保たれない。
- ⇒保険制度においては、契約者が保険会社に払い込む保険料の うち、保険金に充当される<u>純保険料の総額</u>と、実際に<u>保険</u> <u>会社が支払う保険金の総額</u>とが等しくなるようにして、 保険契約全体で収支バランスを保つ必要がある。



▼公平の原則(給付・反対給付均等の原則)

- 保険には、危険度の異なる様々な人々が加入しているため、 全員が同じ保険料では不公平が生じる。
- ⇒保険料は、保険による補償の対価として、<u>危険度に応じた</u> **保険料を設定**している。
 - 【例】火災保険では、建物の所在地・構造・用途別の火災発生率・損傷度などに基づいて保険料が算出され、保険の対象の危険度に応じた保険料が適用される。



(6) 保険料の算出方法(例)・構成要素

【保険金】

損害を被った人(10人) × 1人あたりの損害額(1,000万円)= 総額(1億円)

_ 収支相等の原則

【保険料】

契約者(1万人) × 1人あたりの保険料(1万円)= 総額(1億円)

社費(経費)

代理店手数料

利潤(利益)

`純保険料

付加 保険料

損害を 被った人 (10人) × 1人あたりの × 損害額 (1,000万円) 総損害額 【保険金】 (1億円)

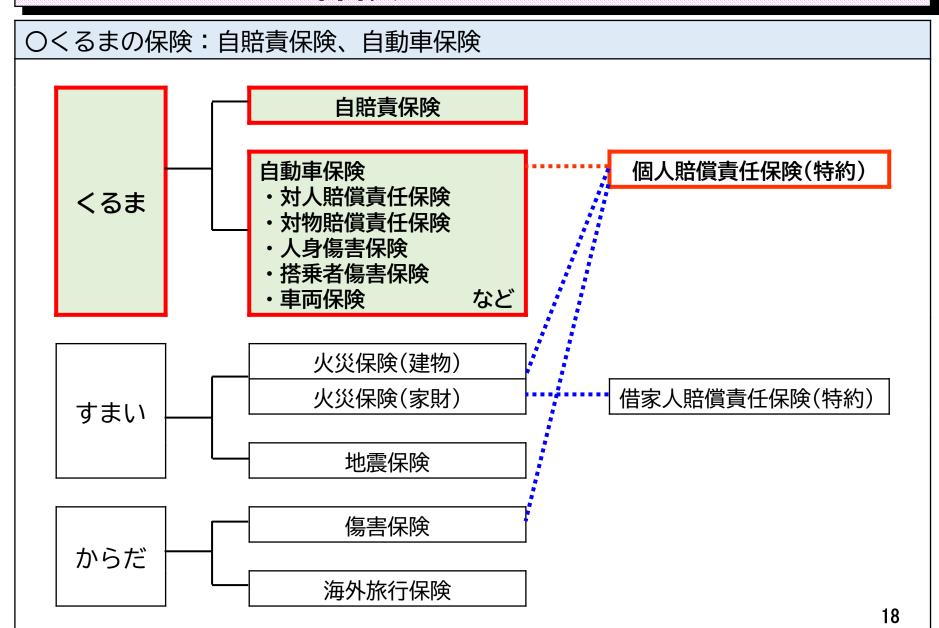
=

契約者 (1万人) 1人あたりの 純保険料 (10,000円)

発生確率 (10人/1万人) × 平均損害額 (1,000万円) 純保険料 (10,000円) 付加保険料 (α)

【営業保険料】 (10,000円+ α)

- ・<u>純保険料</u>:保険事故の発生頻度や損害額などに関する過去の大量データに基づき 算出、保険事故が発生した場合に保険会社が支払う保険金の原資となる。
- ・<u>付加保険料</u>:契約事務処理、損害調査等の事業を運営するために必要な費用 (社費)や代理店手数料、保険会社の利益(利潤)などに充当される部分。



(1) くるまに関するリスク



ガードレールに ぶつかってくるまに キズがついた。



バッテリーが 上がって走行不能に なった。



タイヤがパンクして 走行不能になった。



5 ぶつかって 自分と他のくるまに キズがついた。



🤨 落書きされた。



グ くるまが盗難に あった。



8 追突されて くるまが壊れた。



<出典>日本損害保険協会「明るい未来へTRY!~リスクと備え~」22ページ。

(2) くるまの保険

自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)

法律で契約が義務づけられている(強制保険)

自動車保険

任意で契約する

(3) 自賠責保険の特徴

▼自賠法制定前(~1955年)~自動車の保有台数が急増、交通事故が激増

- ・自動車による人身事故の損害賠償請求→民法709条(過失責任主義)
- ⇒被害者が加害者の故意・過失を立証する必要がある。
- ・被害者が立証できない、加害者の賠償資力がない場合→被害者は泣き寝入り。
- ⇒補償を得られない交通事故被害者が続出、社会問題化

▼自賠法制定後(1955年~)

- ・自動車損害賠償保障法(自賠法)第3条(被害者に過失の立証責任なし)
 - →加害者に故意や過失がなくても、発生した損害の賠償責任を負わせる(実質的な無過失責任)。

 <u>⇒被害者を救済</u>。



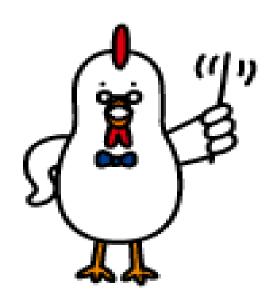
- ・加害者の賠償資力を確保するため、自賠責保険を強制化。
- ⇒交通事故被害者を確実に救済。

▼強制保険~原動機付自転車を含むすべての<u>車両1台ごとに加入義務</u>

- ・加入しないと罰則(1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金、免許停止)。
- ・車検制度とリンク(自賠責保険の保険期間が車検期間をカバーしている必要あり)。
- ⇒無保険自動車の発生を防止。

問題5

運転を誤ってガードレールに衝突してケガをした。 ケガの治療費は自賠責保険で補償される。



1:正しい

2:間違い



(3) 自賠責保険の特徴

▼人身事故による対人賠償のみが対象

- ・被害者救済が目的であるため、保険金の支払い対象は<u>人身事故による対人賠償</u> のみ。→加害者自身の死亡やケガ、他人の財物に与えた損害は補償されない。
- ・支払限度額:1回の事故における被害者1名に対する<u>支払限度額</u>が設けられている。⇒死亡3,000万円、後遺障害75万円~4,000万円、傷害120万円。

▼その他

- ・被害者救済を目的とした社会保障的な性格を有していることから、保険会社は 利益も損失も出ないように運営されている(<u>ノーロス・ノープロフィット</u>)。
- ・自賠法で補償されない事故(ひき逃げや無保険車・盗難車による事故)は、 **自賠法に基づき政府の保障事業でカバー**(自賠責保険と同様の救済)。

・車検制度の対象ではない車種(250cc以下のバイク、原付バイク、電動キック

ボード、モペットなど)は、 ナンバープレートのステッカー (保険標章)で有効期限を確認。







注)この例では、令和7年9月が満期年月です。契約の更新を忘れないように注意が必要です。

(4)自動車保険

▼損害の種類と対応する自動車の保険との関係

強制加入

任意加入

身体の損害(死傷) 財物の損害 相 ●相手を死傷させた ●相手の財物を壊した ●相手を死傷させた 手 ・自賠責保険 ・対人賠償責任保険 ・対物賠償責任保険 **^** の 賠 償 自 分 等 ▶自分や搭乗中の者が死傷した ●自分の車が壊れた ・人身傷害保険 ・無保険車傷害保険 ・車両保険 **^** ・自損事故保険 ・搭乗者傷害保険 の 補 償

(4)自動車保険

▼対人賠償責任保険

・自動車事故により、他人を死亡させたり、ケガを負わせて法律上の損害賠償責任 が生じた場合に、**自賠責保険の補償額を超える部分**に対し保険金が支払われる。

▼対物賠償責任保険

・自動車事故により、<u>他人の自動車や建物などの財物に与えた損害</u>に対し、法律上 の損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われる。

▼人身傷害保険

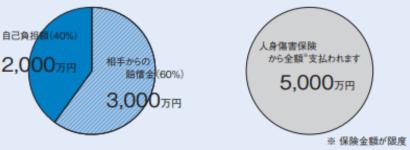
・自動車事故により、自動車に乗車中の人が死傷した場合に、自分の過失部分を 含めて、自分の契約している損害保険会社から自分の損害額の全額が支払われる。

【例】自分と相手の過失割合が40%:60%で、自分が被った損害額が5,000万円であった場合

▼自分 ▼相手 ・人身傷害保険:▼契約していない場合 ▼契約している場合







(4)自動車保険

▼搭乗者傷害保険

・運転者や同乗者など自動車に乗車中の人が自動車事故により死傷した場合に 保険金が定額で支払われる。

▼自損事故保険

・運転者自身の自損事故(運転ミスによる電柱への衝突など)で、運転者などが死傷した場合に保険金が定額で支払われる。

▼車両保険

・偶然な事故により、自動車が損害を受けた場合に保険金が支払われる。補償範囲

の違いによっていく つかのタイプがあり、 補償範囲を限定する ほど保険料は安く なる。

	衝突	火災•爆発	台風·洪水·高潮	盗難	自損事故	あて逃げ
						600
タイプ1	0	0	0	0	0	0
タイプ2	0%	0	0	0		

※相手自動車およびその運転者または所有者が確認された場合のみ補償

▼1日自動車保険

・友人や親の車を借りて運転するとき、1日(24時間)単位で、スマホやコンビニなどで簡単に加入できる。半日(12時間)プランを用意している会社もある。 25

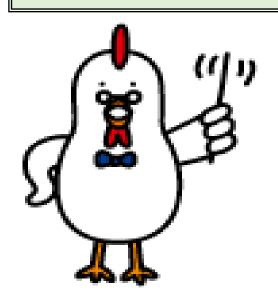
からだ

○自転車事故に備える保険:個人賠償責任保険(特約)、傷害保険 自賠責保険 自動車保険 個人賠償責任保険(特約) ・対人賠償責任保険 くるま ・対物賠償責任保険 ・人身傷害保険 ・搭乗者傷害保険 車両保険 など 火災保険(建物) 火災保険(家財) 借家人賠償責任保険(特約) すまい 地震保険 傷害保険

海外旅行保険

問題6

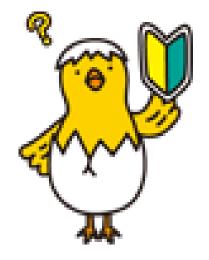
自転車事故による賠償額の最高額は?



1: 1,500万円

2: 5,500万円

3: 9,500万円



(1) 自転車による加害事故例

判決認容額(※)	事故の概要
9,521万円 (神戸地方裁判所、 2013年7月4日判決)	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のつかない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。
9,330万円 (高松高等裁判所、 2020年7月22日判決)	男子高校生が、夜間、イヤホンで音楽を聞きながら無灯火で 自転車を運転中に、パトカーの追跡を受けて逃走し、職務質 問中の警察官(25歳)と衝突。警察官は頭蓋骨骨折等で約2か 月後に死亡した。
9,266万円 (東京地方裁判所、 2008年6月5日判決)	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車 道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会 社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪 失等)が残った。

日本損害保険協会調べ

(※)判決認容額とは、裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額(金額は 概算額)。裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性がある。

*問題6の正解⇒3:9,500万円

(2) 自転車事故に備える保険

- ・自転車による事故のリスクには、自分がケガをするリスクだけでなく、他人や財物に対する損害賠償責任を負うリスクもある。
- ・自動車には「強制保険(自賠責保険)」があるが、自転車事故に備えるためには自 らが任意で保険に加入する必要がある。
- ・自転車事故による損害賠償責任は「個人賠償責任保険(特約)」、自分自身のケガは「傷害保険」でそれぞれ補償される。⇒保険への加入を検討することが重要。

対象	事故の	の相手	自分
保険の種類	生命・からだ	財 産	生命・からだ
個人賠償責任保険	0	0	×
傷害保険	×	×	0

▼個人賠償責任保険(特約)

- ・日常生活で誤って他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして、<u>損害賠償金や</u> <u>弁護士費用</u>などを負担した場合の損害を補償する。
- ・<u>本人とその家族</u>(同居の親族、別居の未婚の子)が補償対象。
- ・火災保険や傷害保険、自動車保険などの<u>特約として契約</u>する場合が一般的。

○すまいの保険:火災保険、借家人賠償責任保険(特約)、地震保険 自賠責保険 個人賠償責任保険(特約) 自動車保険 ・対人賠償責任保険 くるま ・対物賠償責任保険 ・人身傷害保険 ・搭乗者傷害保険 ・車両保険 など 火災保険(建物) 火災保険(家財) 借家人賠償責任保険(特約) すまい 地震保険 傷害保険 からだ 海外旅行保険

30

(1) すまいに関するリスク

1 家が火事にあって 燃えてしまった。



2 家財が火事で燃え 使えなくなって しまった。



3 台風で屋根が吹き 飛ばされ壊れた。



4 大雨で家の床上 まで水浸しに なった。



5 泥棒に入られて 家財が盗まれた。



上階からの水漏 れにより、家財が 水びたしになった。



7 部屋の模様替え中 にうっかりテレビを 落として壊してし まった。



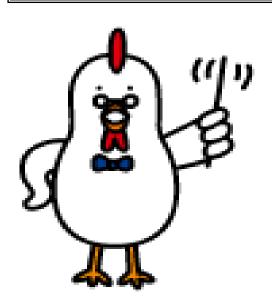
地震で家が壊れた。



<出典>日本損害保険協会「明るい未来へTRY!~リスクと備え~」20ページ。

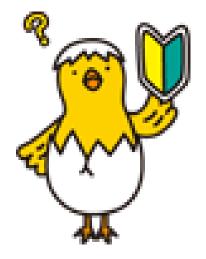
問題7

火災保険は、 保険である。 「火災による損害」のみを補償する



1: 正しい

2: 間違い



(2)火災保険

- ・火災だけでなく、風水災などの自然災害などによって<u>建物や家財(*)などに生じた</u> 損害を補償。(*)建物・家財は別々に契約。
- ・風水災などの自然災害や盗難などのほか、損害が発生した際に付随的に発生する費用についても保険金が支払われる、総合補償型の商品(いわゆる総合保険)が一般的。

保険金を支払う事故	建物の例	家財の例
・火災、落雷、 破裂・爆発	火災により建物が焼失した。	落雷により家電製品がこわれた。
・風災、雹(ひょう) 災、雪災	台風や雹(ひょう)で窓ガラスが 割れ建物が損害を受けた。	台風や雹(ひょう)で窓ガラスが 割れ家財が損害を受けた。
・水濡れ	給排水設備の破損により、部屋が 水びたしになった。	給排水設備の破損やマンション上階からの 水漏れにより、家財が水びたしになった。
• 盗難	泥棒により窓ガラスが割られた。	泥棒により現金や家財が盗まれた。
・水災	大雨による洪水や土砂崩れにより 床上浸水し、建物が損害を受けた。	大雨による洪水や土砂崩れにより 床上浸水し、家財が損害を受けた。
・破損、汚損等	・自動車が飛び込んできて、 建物がこわれた。 ・家具をぶつけてドアをこわして しまった。	・誤ってコーヒーをこぼして、 パソコンをこわしてしまった。 ・液晶テレビをテレビ台から誤って 落としてこわしてしまった。

(3)賃貸住宅の保険

▼家財の火災保険

賃貸住宅の入居者⇒家財を対象とした火災保険に加入して備える必要がある。

▼借家人賠償責任保険(特約)

- ・入居者は賃貸借契約により、退去時には<u>原状回復義務</u>があり、失火を起こした場合は<u>失火責任法</u>(失火者に重大な過失がなければ損害賠償責任を負わせない)の適用はなく、<u>家主に対する損害賠償責任</u>を負う。
 - ⇒<u>「借家人賠償責任保険(特約)」</u>をセットする必要がある。

▼個人賠償責任保険(特約)

- ・近隣の建物の損壊や水漏れなどによって階下の住民の家財に損害を与えた場合など、日常生活で発生する様々な賠償事故への備える
 - ⇒「個人賠償責任保険(特約)」をセットする必要がある。

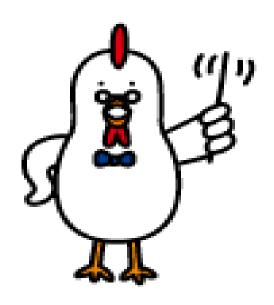
家主(貸主) 賃貸借契約 入居者(借主) 原状回復義務

建物(賃貸マンション・アパート等)の火災保険に加入。

家財の火災保険に借家人賠償責任保険・個人賠償責任保険をセットして加入。

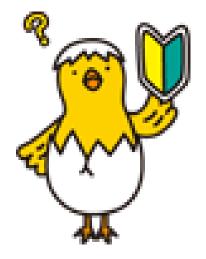
問題8

地震による火災は、火災保険では補償されない。



1: 正しい

2: 間違い



(4)地震保険

- ・地震等による建物の火災や損壊などは、その発生予測が困難なことなどから、 火災保険では補償されない。
 - ⇒1964年に発生した新潟地震を契機に、1966年に地震保険制度が創設された。

▼特徴

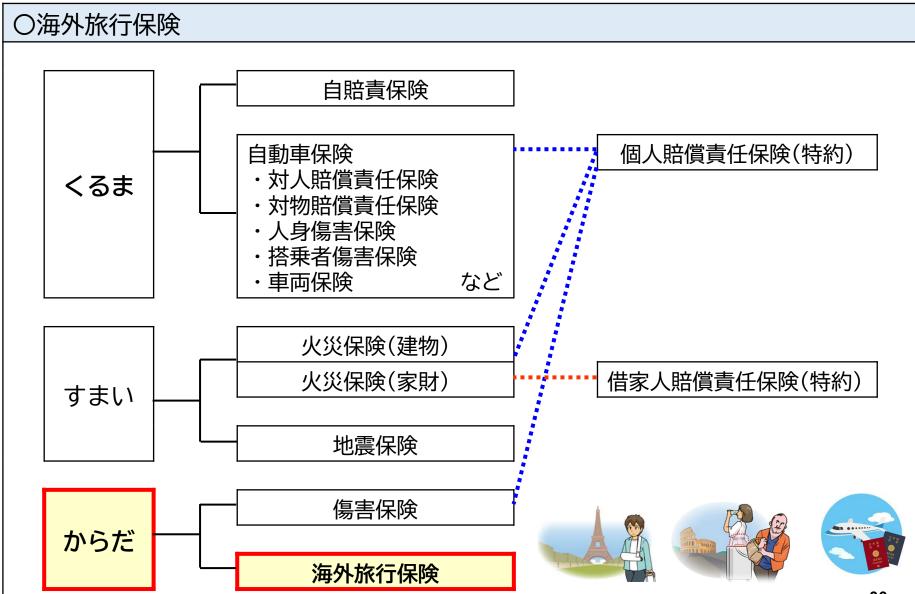
- ・地震保険に関する法律に基づき、<u>政府と損害保険会社が共同で運営</u>する公共性の 高い保険。
 - ⇒<u>巨額の保険金の支払いに備えて政府が再保険を引き受ける仕組み</u>。
- ・<u>被災者の生活の安定に寄与</u>することが目的。
- ・補償内容・保険料について**保険会社間で差異はない**。
- ・損害保険会社は利潤をもらわず、保険料は、保険契約の事務処理や保険金支払い 時の損害調査費など必要な経費を除き、<u>将来発生する地震による保険金支払いに</u> 備えて積み立てられている。
- ・1回の地震等による保険金の総支払限度額は12兆円(2021年4月~)。
 - ⇒関東大震災級の地震が発生した場合でも支払保険金の総額がこの額を超える ことがないように設定されており、適時見直されている。

<u>*問題8の正解⇒1:正しい</u>

(4) 地震保険

▼概要

- ・地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失に よって建物や家財に一定の損害が生じた場合に、保険金を支払う。
- ・居住用の建物と家財が対象(工場や事務所・店舗専用建物などは対象外)。
- ・地震保険は単独で契約はできず、必ず<u>火災保険に付帯(セット)して契約</u>。 ※販売経費を極力低く設定するため。
- ・加入しない場合は、申込書の所定欄(「地震保険ご確認欄」等)に署名(押印)。
- ・現在契約している火災保険の保険期間の中途でも付帯することができる。
- ・契約金額は、建物・家財それぞれに<u>火災保険の契約金額の30%から50%の範囲</u> 内で設定。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度。
- ・保険料は、**建物の所在地(都道府県)と構造(*)**により異なる。 (*)地震の揺れによる損壊や火災による焼損などの危険を勘案。
- ・保険金は、迅速にお支払いするために、<u>損害の程度(4区分)に応じて、契約</u> <u>金額の一定割合(*)が支払われる</u>。
 - (*)全損:100%、大半損:60%、小半損:30%、一部損:5%。



(1)海外旅行に関するリスク

1 ケガをした。 食中毒や水あたり、 病気にかかった。



★お店の物や他人の
物を壊してしまった。



手荷物が盗難にあった。



4 自分の持ち物を 落としたり、事故 にあって壊れてし まった。



5 ホテルの部屋を 水浸しにして 損害を与えた。



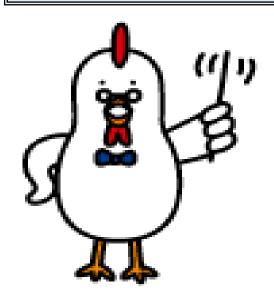
・ 航空会社に預けた スーツケースの到着 が遅れ、最低限必要 な身の回り品を購 入した。



<出典>日本損害保険協会「明るい未来へTRY!~リスクと備え~」25ページ。

問題9

海外旅行保険では、日本国内で発生した事故は 補償の対象とならない。



1: 正しい

2: 間違い



(2)海外旅行保険

▼概要

・海外旅行を目的として住居を出発してから帰着するまでの間(旅行行程中)に被る可能性のある各種の危険(リスク)を補償。

▼主な補償内容(総合的に補償するタイプの場合)

- 1. 傷害(治療費用(注)、死亡、後遺障害)、2. 疾病(治療費用(注)、死亡)、
- 3. 賠償責任、4. 携行品損害、5. 救援者費用、6. 航空機手荷物遅延・ 航空機遅延費用 など (注)治療費用は定額ではなく、実費で補償。
- ※海外では、治療費が高額になる場合もあり、様々な問題が発生する可能性がある。 病院や医師の紹介・予約、キャッシュレス治療の手配、医療通訳の手配といった サービスを提供する会社もある。

▼クレジットカード付帯の海外旅行保険

- ・一定の適用条件が設定されている場合(旅行代金などをクレジットカードで 支払った場合のみ適用対象)や、補償内容が十分でないこともある。
- ⇒補償内容を事前に確認、必要に応じ、別途海外旅行保険を契約する必要がある。
- *問題9の正解⇒2:間違い(海外旅行を目的に家を出発してから帰るまでの事故も補償の対象)

7. 損害保険の社会的役割

▼多様な損害保険

くらしの安	心を支える保険(個人向け	事業活動	事業活動の安心を支える保険(企業向け)		
くるま	○自動車損害賠償責任保険 ○自動車保険 なる	自動車	○自動車損害賠償責任保険 ○自動車保険 など		
すまい	○火災保険 ○地震保険 など	建物・財物	〇火災保険 〇機械保険 〇動産総合保険 など		
からだ・ 		売上利益	〇企業費用・利益総合保険〇生産物回収費用保険〇休業補償保険〇取引信用保険〇興行中止保険など		
	○所得補償保険 ○介護(費用)保険 ○年金払積立傷害保険 など	輸送	○運送保険 ○航空保険 ○貨物海上保険 ○船客傷害賠償責任保険 ○船舶保険 など		
くらし・レジャー	○海外旅行保険○国内旅行傷害保険○ゴルファー保険○個人賠償責任保険○自転車保険○ペット保険	損害賠償	○施設賠償責任保険 ○生産物賠償責任保険(PL保険) ○会社役員賠償責任保険(D&O保険) ○請負業者賠償責任保険 ○雇用慣行賠償責任保険(EPL保険・特約) ○サイバー保険 など		
		その他	○労働災害総合保険 ○土木工事保険○建設工事保険○原子力保険など		

7.損害保険の社会的役割

(1)経済社会の安定化・活性化

- ・個人や企業に対して、<u>補償機能を提供</u>し、リスクに対する経済的損失のおそれを なくしたり減らしたりすることにより、**経済社会を安定化・活性化させる役割**。
- ⇒リスクへの備えを提供することで、日常生活や企業活動の新たな取組み(挑戦・成長)を後押し・**下支えするインフラ(基盤)**。

(2)被害者や被災者の救済

- ・交通事故の被害者や自然災害の被災者を経済的な補償によって救済する役割。
- 【例】自動車保険の対人賠償責任保険は、被保険者(加害者)の損害賠償責任の負担による損害をてん補すること(加害者の賠償資力の確保)を通じて、被害者が十分な損害賠償を受けられるようになり、間接的に<u>被害者を救済する役割</u>を果たしている。

(3) 事故・損害の防止・軽減(社会的損失の低減)

- ・補償機能の提供のみならず、交通事故の防止や自然災害の減災・防災の取組みを通じて、**社会的損失を低減させる役割**。
- 【例】自動車保険では、<u>保険事故歴に応じて保険料を決める制度</u>(保険事故歴の有無などにより保険料の割増・割引を適用する仕組み)とすることで、<u>運転者の</u>事故発生防止への動機付けを図っている。

まとめ

1. 生活に潜むリスクと保険の役割

- ・私たちの身の回りには、交通事故、自然災害、犯罪など、いろいろなリスク (危険)が潜んでいます。
- ・身の回りのリスクをしっかり認識し、リスクの発現の回避や、<u>リスクを減ら</u> す対応を行うことが重要です。
- ・損害保険は、これらのリスクの発現によって起こる<u>資産の減少を回復する</u> 役割を果たします。

2. 損害保険の活用

- ・<u>損害保険への加入は契約</u>ですので、契約当事者として、契約内容を十分理解 し、契約上の義務を守る必要があります。
- ・一般的に、損害保険の補償範囲が広いほど保険料は高くなります。補償内容が自分に必要なものかを考え、<u>ニーズに合った保険商品を選択する</u>ことが 重要です。
- ・損害保険商品は、契約期間が1年間のもの(クーリングオフの対象外)が大半です。満期日を忘れずに更新手続きを行うことが大切です。